

令和3年度保険料率について

1. これまでの議論の経緯

- 令和3年度の保険料率については、新型コロナウイルス感染拡大による影響及び平成29年12月19日の運営委員会にて理事長より示された、「今後の保険料率のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい」旨の考えを踏まえ、運営委員会において議論が進められた。
- 運営委員会における意見では、保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しむ事業主や従業員の理解を得ることは難しいとの意見もあったが、今後、更に新型コロナウイルス感染症の影響が拡大することや協会の財政状況の悪化が見込まれることなどにより、10%維持に賛成する委員が大勢を占めていた（運営委員の主な意見は、令和2年12月18日の運営委員会に資料として提示。4頁参照）。
- また、支部評議会においては、意見書の提出なしが6支部。一方、意見書の提出があった支部は41支部あり、そのうち、平均保険料率10%維持の意見が31支部、引き下げるべきとの意見が2支部となっている（5頁参照）。

2. 協会としての対応

- (1) 平均保険料率について
令和3年度の平均保険料率については、10%を維持する。
- (2) 保険料率の変更時期について
令和3年4月納付分からとする。

第89回全国健康保険協会運営委員会（29年12月19日）

発言要旨

（理事長）

- 平成30年度保険料率については、本委員会において9月以降4回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料1にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的には10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている2025年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんだこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成30年度の保険料率については10%を維

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分から持したいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のペースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

令和3年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

令和2年12月18日
第108回運営委員会資料

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナウイルスの影響が今後さらにでてくることを考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないか。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

令和3年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和2年12月18日
第108回運営委員会資料

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見の提出なし 6支部（13支部）

※（ ）は去年の支部数

意見の提出あり 41支部（34支部）

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 31支部（21支部）

茨城

② ①と③の両方の意見のある支部 5支部（7支部）

③ 引き下げるべきという支部 2支部（2支部）

④ その他（平均保険料率に対しての明確な意見なし） 3支部（4支部）

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

政府予算案を踏まえた収支見込（令和3年度）の概要について

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度		R3年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R2年12月) (b)	R2-R1 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R2年12月) (c)	R3-R2 (c-b)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	▲ 1,506	98,596	4,163	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	606	12,456	▲ 263	
	その他	645	285	▲ 360	237	▲ 48	
	計	108,697	107,437	▲ 1,260	111,289	3,853	
支出	保険給付費	63,668	62,175	▲ 1,494	66,838	4,663	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	56	15,573	272	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	321	21,492	172	
	退職者給付拠出金	2	1	▲ 1	1	▲ 0	
	病床転換支援金	0	0	0	0	▲ 0	
	その他	3,383	3,430	47	4,497	1,067	
	計	103,298	102,227	▲ 1,071	108,400	6,173	
単年度収支差		5,399	5,209	▲ 189	2,889	▲ 2,320	
準備金残高		33,920	39,129	5,209	42,018	2,889	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

収支見込（令和3年度）の説明

政府予算案を踏まえた令和3年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.1兆円、支出（総額）が10.8兆円と見込まれ、単年度収支差は2,900億円の見込み。

1. 収入の状況

収入（総額）は、令和2年度（直近見込）から3,900億円の増加となる見込み。
主に、「保険料収入」が4,200億円増加したことによるものである。

2. 支出の状況

支出（総額）は、令和2年度（直近見込）から6,200億円の増加となる見込み。

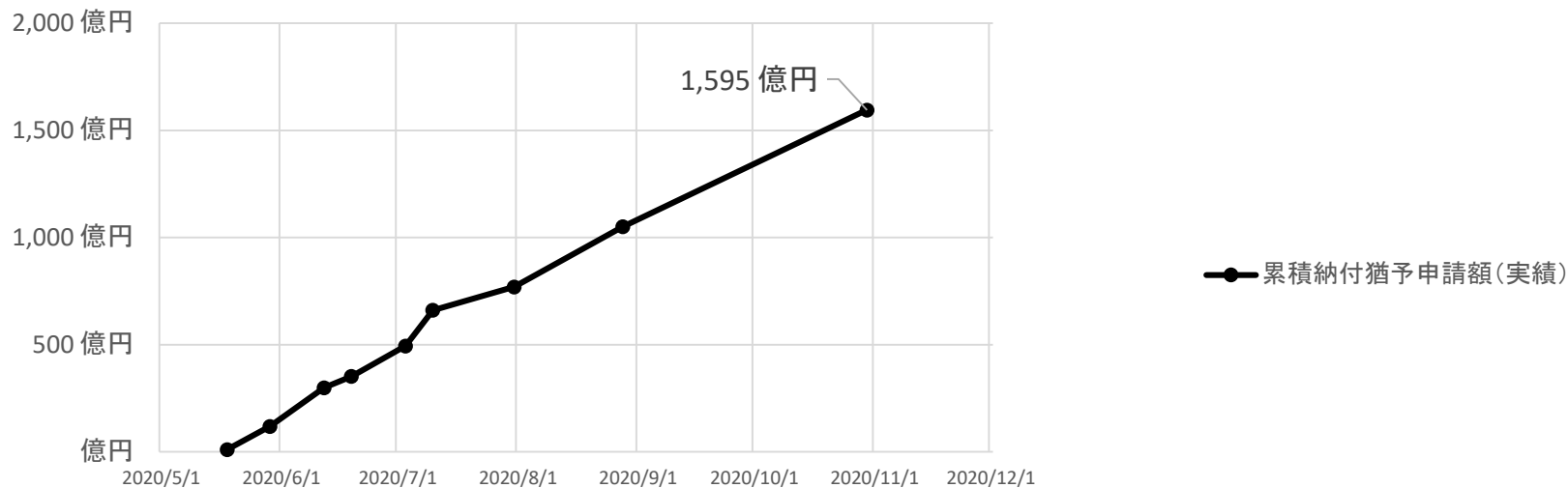
- ① 「保険給付費」について、加入者数と一人当たり給付費の増加により4,700億円増加する見込みであることや、
- ② 「その他」について、令和2年度に交付を受けた保険給付費等国庫補助金について、令和2年度の保険給付費の実績（決算）に基づき精算し、国へ返還する額の増加が見込まれること等が主な要因。

3. 収支差と準備金残高

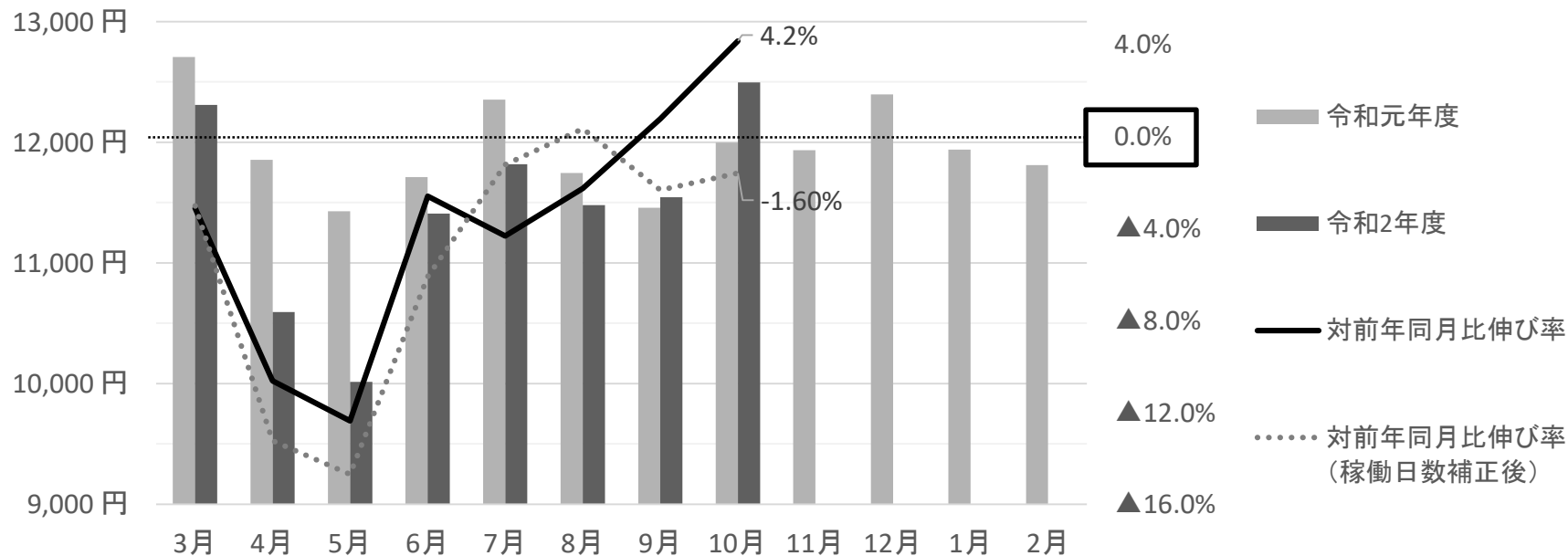
令和3年度の「収支差」は、令和2年度（直近見込）より、2,300億円減少して2,900億円になる見込み。
（収支均衡料率は、9.70%の見込み。）

令和3年度末時点の準備金残高は4.2兆円の見込み。

(図1) 保険料納付猶予申請額（介護分を含む）の推移



(図2) 令和2年度 1人当たり医療保険給付費の推移



- 令和3年度は、令和元年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.004%から0.007%に変更
- 4月納付（3月賦課）分の保険料率から新たな保険料率に変更

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率
(平成20年9月まで)

都道府県単位保険料率(平成20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

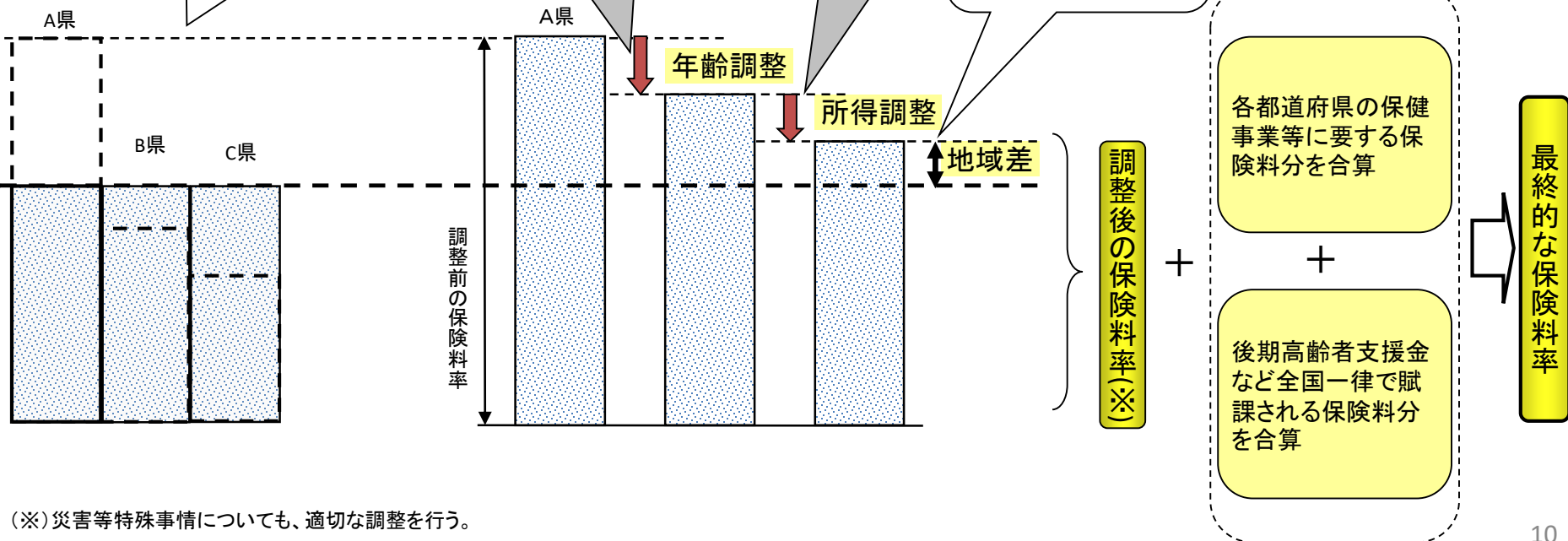
都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

全国一律の保険料率



(※)災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位23支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

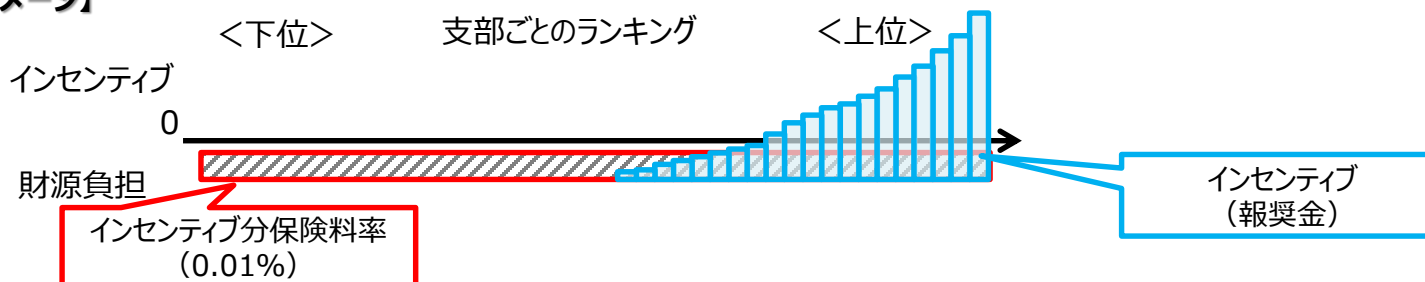
①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%（※）を盛り込む。
 （※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。
 平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ **令和元年度の実績（令和3年度保険料率）：0.007%** ⇒ 令和2年度の実績（令和4年度保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

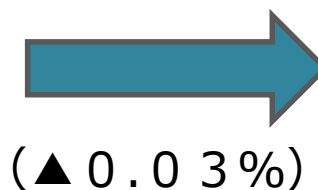
【制度のイメージ】



令和3年度茨城支部の保険料率の見込みについて

◆令和3年度茨城支部 健康保険料率

現 行
令和2年度 9.77%



令和3年4月納付分～
令和3年度 9.74%

○健康保険法第160条の1項の規定に基づき保険料率を算定（暫定版）

	全国	茨城
医療給付費についての調整後の所要保険料率 (a) (年齢調整・所得調整後)	5.29%	5.06%
所要保険料率 (a+4.71%) 4.71%は全国一律の保険料率 内訳は以下のとおり	10.00%	9.76%
傷病手当金等の現金給付費 0.45%		
前期高齢者納付金等 3.54%		
保健事業費等 0.74%		
その他収入 ▲0.03%		
保険料率 (精算反映後、インセンティブ反映前) (b) 茨城支部 令和元年度精算分保険料率 ▲0.03%	10.00%	9.73%
保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (c) インセンティブ分保険料率 +0.007%	10.00%	9.74%

- ・保険料率(b)は、所要保険料率には含まれていない、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・保険料率(c)は、保険料率(b)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・インセンティブ制度の加算額は、令和元年度の支部総報酬額の実績に0.007%を乗じて計算するため、これを令和3年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.007%になるとは限らない。

令和3年度都道府県単位保険料率の令和2年度からの変化（暫定版）

令和3年度都道府県単位保険料率の
保険料率別支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1



茨城

令和3年度都道府県単位保険料率の
令和2年度からの変化（暫定版）

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1



茨城

注1. 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

茨城支部における健康保険料率の遍歴

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
茨城支部 保険料率 (%)	8.20	8.18 (△0.02)	9.30 (+1.12)	9.44 (+0.11)	9.93 (+0.49)			9.92 (△0.01)		9.89 (△0.03)	9.90 (+0.01)	9.84 (△0.06)	9.77 (△0.07)	9.74 (△0.03)

全国	平均保険料率 (%)	8.20	8.20	9.34 (+1.14)	9.50 (+0.16)	10.0 (+0.5)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	激変緩和措置	-	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10	-
	インセンティブ分 保険料率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004	0.007
	変更時期 (納付月)	-	H21.10	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.5	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4
	国庫補助	13.0%		16.4% (財政特例措置)					16.4% (恒久措置)						
	単年度収支差 (億円)	▲2,290	▲4,893	2,540	2,589	3,104	1,866	3,726	2,453	4,987	4,486	5,948	5,399	-	
	準備金残高 (億円)	1,539	▲3,179	▲638	1,951	5,055	6,921	10,647	13,100	18,086	22,573	28,521	33,920	-	

介護保険の令和3年度保険料率について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和3年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和3年度は、令和2年度末に見込まれる不足分（466億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう令和2年度の1.79%よりも0.01%ポイント上昇し、**1.80%（4月納付分から変更）**となります。

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.79%から令和3年4月以降に1.80%へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

【年額】 428円（76,666円⇒77,094円）の負担増

【月額】 32円（5,728円⇒5,760円）の負担増

（注1）標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.387月とした場合の負担を算出したものである。

（注2）「年額」は令和3年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したものである。

＜健康保険・介護保険＞ 令和3年度の茨城支部被保険者への影響について

下記の保険料への影響額（毎月）については、被保険者の標準報酬月額平均である30万円で試算している。

○ 40歳以上65歳未満の被保険者（健康保険料+介護保険料）

	令和2年度	令和3年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.77%	9.74%	▲0.03%	▲90円（労使折半額）
介護保険	1.79%	1.80%	+0.01%	+30円（労使折半額）
合計	11.56%	11.54%	▲0.02%	▲60円（労使折半額）

○ 40歳未満65歳以上の被保険者（健康保険料）

	令和2年度	令和3年度	対今年度	保険料への影響額（毎月）
健康保険	9.77%	9.74%	▲0.03%	▲90円（労使折半額）
介護保険	40歳未満	介護保険料なし		
	65歳以上	居住する自治体（市町村）ごとに算定する		

令和3年度保険料率改定にかかる広報スケジュール（茨城支部）

令和3年	2月	3月	4月
ホームページ メールマガジン	ホームページに料率改定についての概要・料額表の掲載 メールマガジンで料率改定についての記事配信		
経済団体	ポスターの配布・掲示		
		広報紙等への広告掲載	
社会保険労務士会 各社会保険労務士	ポスターの配布・掲示（社労士会）		
		社労士会会報送付時にリーフレット折り込み	
事業主 加入者	納入告知書にチラシ（料額表）同封	全事業所にリーフレット送付	納入告知書に料率広報チラシ同封
任意継続加入者	お知らせ送付	納付書にチラシ同封	新聞広告掲載
市町村	市町村広報誌への掲載依頼	広報紙等への記事掲載	
関係団体 （年金事務所、県 等）	ポスターの配布・掲示		

料率認可（2月上旬の見込み）

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">1/26</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p>【議題】 定款変更について（付議） （令和3年度都道府県単位保険料率等の決定）</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(2/25) 予備日</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">3/17</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p>【議題】 令和3年度事業計画・予算の決定（付議）</p> </div>
支部評議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">1/15</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin-top: 5px;"> <p>・令和3年度都道府県単位保険料率</p> <p>・令和3年度支部事業計画</p> <p>・令和3年度支部保険者機能強化予算</p> </div>		
その他		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>保険料率の広報等</p> </div>	
国		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>保険料率の認可等</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>事業計画、 予算の認可等</p> </div>

↑
支部長意見の申出